

# 制定案 19-20

標準ロータリークラブ定款から委員会を削除する件

提案者： 加古川中央ロータリークラブ(日本、第 2680 地区)  
承認者： 第 2680 地区立法案検討会(日本、兵庫県、神戸)にて承認  
(2017 年 5 月 20 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 94 ページ)。

2

3 **第 13 条 理事および役員および委員会**

4

5 ~~第 7 節 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。~~

6 ~~・クラブ管理運営~~

7 ~~・会員増強~~

8 ~~・公共イメージ~~

9 ~~・ロータリー財団~~

10 ~~・奉仕プロジェクト~~

11 ~~必要に応じて追加の委員会を任命できる。~~

(本文終わり)

## 趣旨および効果

12 クラブにおける委員会は、それぞれのクラブの活動に沿った組織が決定されるべきであり、委員会構成の決定権限は「クラブの自治権」の重要な要素として尊重されるべきである。

13

14

15

16

17

18

19

また、標準ロータリークラブ定款はロータリークラブが遵守すべき根本規則を定めるものであり、その条項に任意規定はなじまず、これまで同様、細則に委ねるべきである。かかる規定は個々のロータリークラブの多様性を損なうものであり、ロータリー運動の発展を阻害する危険性を生じると言える。

## 財務上の影響

20 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 \_\_\_\_\_ 票

反対 \_\_\_\_\_ 票

結果

採択

修正して採択

理事会に付託

否決

審議保留

撤回

メモ